

第273回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第273回入札監理小委員会

議事次第

日 時：平成25年8月2日（金）14:26～16:12

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- （独）情報通信研究機構の情報システム運用業務（（独）情報通信研究機構）
- （独）医薬品医療機器総合機構 共用LANシステム等に係る運用管理支援業務
（（独）医薬品医療機器総合機構）

2. 事業評価（案）の審議

- 見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-messe）管理・運營業務
（（独）日本貿易振興機構）

<出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、佐藤専門委員、宮崎専門委員、早津専門委員、小尾専門委員

（独立行政法人情報通信研究機構）

社会還元促進部門情報システム室 青木室長

経営企画部 田邊プランニングマネージャー

財務部会計室物品・役務契約グループ 中村グループリーダー

則包CIO補佐官

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構）

情報化統括推進室 高橋情報化推進調整役、飛知和システム専門員

財務管理部契約課 吉岡契約第一係長

（独立行政法人日本貿易振興機構）

展示事業部展示事業課 安藤課長、宮崎総括課長代理、桑原氏

企画部企画課 森下氏

（事務局）

後藤参事官、金子参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第273回入札監理小委員会を開催します。

本日は3件ございまして、情報通信研究機構の「情報システム運用業務」の実施要項(案)、また、2といたしまして、医薬品医療機器総合機構の「共用LANシステム等に係る運用管理支援業務」の実施要項(案)、3番目に日本貿易振興機構の「見本市・展示会情報総合ウェブサイト管理・運營業務」の実施状況及び事業の評価(案)について審議いたします。

最初に、情報通信研究機構の「情報システム運用業務」の実施要項(案)の審議を始めたいと思います。

情報通信研究機構社会還元促進部門情報システム室、青木室長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○青木室長 ただいま御紹介いただきました独立行政法人情報通信研究機構情報システム室の青木と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本日は、御多忙の折、情報システム運用のための総合サービス業務民間競争入札実施要項につきましての審議の機会を設けていただきまして、ありがとうございます。

まず、我々の組織について、若干簡単に御紹介させていただきますでしょうか。

独立行政法人情報通信研究機構、我々、NICTと申しておりますが、総務省直轄の情報通信分野を専門とする唯一の公的研究機関であります。

平成16年4月に、当時、郵政省所管の国立研究機関でありました通信総合研究所と、やはり総務省所管でありました通信放送機構が統合しまして、独立行政法人として発足して今に至っております。

主たる業務としましては、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信放送研究開発を行うものに対する支援、通信放送事業分野に属する事業の振興等となっております。

皆様に身近なところで申しますと、日本標準時というのがございまして、これを全国に通報するという重要な役割を担っております。皆様もお持ちでしょうが、電波時計に日本標準時を正確に伝えて維持するというような重要な役割も行っております。

では、お手元の資料、実施要項に従って御説明させていただきます。若干ボリュームがありますので、要点につきまして説明させていただきます。

まず、最初に3ページ目ですが、趣旨ということで、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の趣旨でございます、透明かつ公正な競争のもとで民間事業者の創意と工夫を適切に反映することにより、国民のために、より上質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すという考えのもとに、情報システム運用のための総合サービス業務について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項案を作成しております。

2番目でございます。情報システム運用のための総合サービス業務の実施に当たりまして確保されるべき公共サービスの質に関する事項でございます。

当機構におきましては、先ほど申し上げましたとおり、情報通信に関する研究開発等を

行っております。この研究開発の効率的な遂行を目的としまして、迅速かつ信頼性の高い情報交換、情報共有及び情報収集、情報発信等を可能とする基幹システムを整備しております。

この情報システム上では、全員が使っております電子メール、ファイルサーバー、様々な業務システム等が稼働しております。当機構の職員及び関係者がその業務を遂行するために、これらのシステムを日々活用しております。

次に、特徴ですが、当機構では、迅速かつ信頼性の高い情報交換を可能とする情報システムを構築しております。このシステムでは、機構外からも職員等はモバイル用のパソコン等を活用しまして、安全に業務を行えるように、利便性と安全性を両立させたものとなっております。

また、先ほど申し上げましたように、日本標準時を全国に通報するというような重要な業務に代表されるように、我々の研究成果を広く国民に対し発信するためのウェブサービスにおきましても、我々のシステムが大きな役割を担っております。

続きまして、4ページ目に移らせていただきます。本業務でユーザーに提供するサービスについて簡単に御説明させていただきます。

「A セキュリティ運用サービス」というのがございます。これは、機構内に設置されましたファイアーウォール等のセキュリティ装置を維持して、種々のセキュリティインシデントに対応するということになります。

「B 基幹ネットワーク運用サービス」。これは、機構内に設置されましたLAN及び、我々、幾つか国内に拠点を持っておりますので、それらの拠点を結ぶLANの運用管理を行います。具体的にはルーターですとかネットワークスイッチ、無線LAN、アクセスポイント、こういったものの運用管理ということになっております。

通信回線につきましては、別途、競争入札で契約をしております。

「C 基幹サーバー運用サービス」。これは各種サーバー、ストレージ等の運用管理を行うものになります。メールサーバー、ウェブサーバー、ファイルサーバー、リモートアクセスサーバー等が含まれております。

「D サポートデスク運用サービス」。これは主に機構内の利用者に対する運用支援、及びサポートになります。我々の中に、主に事務部門の職員等が使っている共通事務パソコンというのがございます。これらの運用管理ですとか、それ以外の研究者等からの質問とか、いろいろなICTに関する質問等に対応する業務及び各種申請業務、いろいろな情報システムに関する機構内の申請業務がございますので、それに対応する業務。あと、機構内のイントラネットのコンテンツの作成とか、こういったものがあります。

「E 個別システム運用サービス」になります。これは、後ほどの仕様書の方には細かく書いてございますが、機構内でも使っております会計システムですとか、テレビ会議システムですとか、こういったものの運用管理というふうになっております。

また、地方5拠点につきましてもの情報システム運用につきましても個別システム運用サ

ービスというカテゴリーで分類しております。

本業務でカバーいたしますのは、いずれにつきましても運用管理でございまして、いわゆるハードウェア等の保守というのは別契約となっております。

続きまして、4ページ目の一番下、規模のところから御説明いたします。

情報システムの規模につきましては、アカウント数は約1,500人。サーバーは約250台。クライアント端末が450台。これは管理しているPCの台数です。ユーザーにつきましては、1,500人のユーザーが4,000台程度のパソコン等を利用しております。

オペレーティングシステムにつきましては、Windows、UNIX、Mac OSXなど、様々でございます。我々は、研究機関ですので、様々なOSを使っている研究者等がおります。

引き続きまして、拠点数です。地方拠点としましては9つございます。細かくは述べませんが、①から⑨までここに書いてございます。

そのうち、この契約で請負者に常駐してもらう拠点としましては5つございます。小金井及び未来ICT研究所、脳情報通信融合研究センター、ユニバーサルコミュニケーション研究所、鹿島宇宙センター、この5か所になっております。

引き続きまして、業務内容につきまして、簡単に御説明いたします。

請負者は、調達対象範囲に係る情報システム運用を統括しまして、各サービス、先ほど申し上げましたAからEのサービスについて、進捗状況、課題管理、現状分析及び改善等を行うこととしております。

請負者のこれらの活動につきましては、当機構の情報システム室に対して日次で報告を行うとともに、月次の報告会を開催しまして、業務の報告についての説明を求めています。

報告事項としましては、ヘルプデスクの対応状況ですとか、サーバー、ネットワークスイッチ等の障害状況、サーバーの負荷や稼働率、不正アクセスによる攻撃の事例の報告といったものを想定しております。

引き続きまして、7ページ目に移ります。一番下です。確保されるべき対象業務の質ということで4点御説明しております。

ページをめくっていただきまして、8ページ目になります。業務の内容としましては、運用管理業務を適切に実施すること、LANの稼働率を99%以上にすること、セキュリティ上の重大障害がないこと、システム運用上の重大障害がないことというふうに求めています。

現在、我々が契約しております業者につきましては、23ページ目を開いていただけますでしょうか。4番、従来の実施における目標の達成の程度に書いておりますが、(1)から(4)番まで、それぞれ満たしております。業務については適切に実施しておりますし、個別システムの稼働率は対象外としていますが、LANの稼働率につきましては、99%以上満たしておりますし、セキュリティ上の重大障害、システム上の重大障害も発生していない状況です。

ページを戻りまして、8ページ目、契約に関する事項に移らせていただきます。

契約の形態としましては、業務請負契約でございます。契約期間は、来年度、平成26年4月から平成28年3月までの2年間としております。これは、独立行政法人情報通信研究機構の第3期中期計画が28年3月で終了するためでございます。

次に9ページ目、入札参加資格に関する事項について、特徴的なところを御説明いたします。

単独で対象業務を行えない場合には、適切な業務を遂行できる共同事業体として参加することを認めております。ただし、統括する部門につきましては、ISOの9001及びISOの27001を取得していること、また、プライバシーマーク制度の認定を受けていることを求めています。

引き続きまして、10ページ目に移らせていただきます。スケジュールについて簡単に御説明いたします。

本小委員会で御承認いただいた後、入札公告を10月下旬にいたしまして、入札説明会を11月上旬を目標としてスケジュールを立てております。

入札に参加する者への情報開示でございます。この特徴的なところでございますが、事前の情報開示を次のような方法で行う予定であります。

入札を検討するに当たりまして、提案書の作成のために必要な資料を閲覧する目的で、我々の従来の当該業務に関する調達仕様書、提出資料、あるいは各サービスの設計書等につきましては、閲覧要望がありました場合は、別途、当機構との間で秘密保持誓約書を取り交わすことによりまして、当機構内の施設において、閲覧に限って資料の中身を十分見いただく機会を設けようと思っております。これにより、新規参入を希望する業者の方にも理解を深めていただくことができるかなというふうには思っております。

提案書の提出及び入札は12月中旬、提案書の審査を1月に行って、開札を1月に行うということで、契約が2月に行われれば、3月の1か月いっばいを引継ぎ期間として設けられるかなというふうには思っております。

引き続きまして、11ページに移らせていただきます。業務を実施する者の決定に関する事項を説明させていただきます。

決定基準としましては、「情報システム運用のための総合サービス業務の総合評価基準書（案）」、別添資料の85ページ目以降です。分厚い方の資料になります。別添1の方が調達仕様書類になっておりまして、別添2が評価基準書というふうになっております。こちらに細かく記載してございます。

評価方法につきましては、価格点が1,000点満点、技術点も1,000点満点として評価することとしております。

評価のランクづけにつきましては、A、B、Cの3ランクということで、非常に有益な提案が具体的かつ明確に検討・提案されている場合には100%、次にすぐれている場合には40%、提案が不十分若しくは全くない場合につきましては0%ということと考えております。

す。

また要項の方に戻らせていただきます。要項の13ページの一番下になります。7番、情報システム運用のための総合サービス業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示につきまして御説明いたします。

また資料を飛んで申し訳ございません。20ページをお開きください。別紙1というところがございます。

「従来の実施状況に関する情報の開示」ということで、従来の実施に要した経費ということで記入してございます。請負費に関しましては、22年度は総額2億690万、23年度につきましては1億4,565万9,000円、24年度につきましては1億7,731万3,000円という数字を計上しております。

これは、注のところに書いてございますが、入札をやっておりますので、入札のたびに若干金額が増減したり、組織内の人員の増加によって業務がふえたということに対して増減がございます。

あと、注の1のところに書いてございますように、脳情報通信融合研究センターにつきましては、今年度4月からの発足のため、従来経費については記入してございません。今回の契約で初めて加算するというふうになっております。

以上、簡単でございますが、実施要項につきましての私からの説明は以上とさせていただきます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言を願います。

○井熊副主査 御説明ありがとうございます。

ちょっと気がついたところを簡単に説明申し上げますと、評価の仕組み、業務の評価のことが7ページ、8ページぐらいから書いてあるのですけれども、運用業務にかかわる業務とって、システム運用とか、サポートサービスとかあるのですけれども、業務の項目というものが評価の項目と合っていないのではないかな。例えば、サポートデスクというのは、この評価方法だとどこで評価されるのかというのがちょっとわからないなというのがあります。

それから、従来業者さんがいるということで、情報の取得状況とかは、従来事業者さんが有利な状況にあるので、それがないようにすることで、閲覧の機会とかを与えているというのですが、閲覧で全てわかるのかということがあるのと、あと、その意味で言うと、資料の閲覧が入札公告が行われてから少したってから行われているので、もう少し早く資料の閲覧をした方がいいのではないかという点が1つ。

それから、評価方法については、評価のメッシュが100、40、0となっていて、すごく粗いなど。それで大丈夫なのかなということと、あと、これはLANとかの稼働率とかそういったところを評価軸にしているからかもしれませんけれども、事業者の評価の項目というの

が、実績とか、そういったものが非常に多くて、民間事業者の工夫の余地とか、提案内容とか、そういったものに対する評価点がなくて、勝つべく人が勝ってしまうかなというような感じがします。

以上です。

○青木室長 1番目の評価の点が合っていないというところは、私、御理解できなかったのですが。

○井熊副主査 例えば、7ページか8ページに評価項目というのがあって、その前の方に業務がありますね。こういう業務をやらせると。システム運用、サポートデスク、セキュリティ運用サービス、基幹ネットワークサービス、ありますね。この一個一個のサービスというのは、何らかの形で評価されないといけないわけですね。

○青木室長 これに対する提案書に対して我々が評価する。

○井熊副主査 それが評価されなくてはいけなくて、業務の評価方法というのが、ここに、今、御説明の範囲の中では、稼働率を満たしていればいいみたいに読めるのですけれども。

○青木室長 申し訳ありません。それは事後の評価ということだと。

○井熊副主査 もちろん事後の評価のことを言っています。

○青木室長 入札のときの評価。

○井熊副主査 業務の評価のことを言っています。

○青木室長 業務の評価につきましては、契約後ということですね。

○井熊副主査 契約後の評価で、例えば、サポートデスクの運用サービスというのは、稼働率とか、そういったことでは評価できないですよ。そういうようなことを申し上げています。

○青木室長 それにつきましては、8ページ目の一番上のアの業務内容。「運用管理業務を適切に実施すること」という1行しか書いてございませぬが、ここで全て評価するというつもりでございます。これに全てAからEまでの個別システムの運用管理を適切に実施しているということを1行で書いているということでございます。数字であらわせるものにつきましては、LANの稼働率ですとか、重大障害がないということももちろん書いてございませぬが、AからEまでの個別システムの運用管理についての評価ということは、8ページ目の一番上の「ア 業務の内容」「運用管理業務を適切に実施すること」という1行で評価するというふうになっています。

○石堂主査 よろしいですか。

○井熊副主査 その場合はサポートデスクというのはどういうふうに評価されるのでしょうか。サポートデスクが適切であるかどうかというのは、サポートされている人が満足しているかどうかとか。

○青木室長 33ページ目の別紙4、サポートデスク業務等の件数というのがございますが、件数につきましては、こういう統計をとっております。これに対しまして、適切に全て回答しているかということが評価の基準になると思っております。

○井熊副主査 それをどうやってカウントするかというのも何かあった方がいいかなと思います。

○青木室長 業務の件数のカウントではなくて、ということでしょうか。

○井熊副主査 そういうサポートに対して、申請している人からの満足度をとるとか、何かそういうようなやり方があると思うのですけれども。

○青木室長 わかりました。では、それは検討させていただきます。

○石堂主査 あと、ほかの点はいかがですか。従来の業者が有利になり過ぎないかということで、開示の早期化とか。

○青木室長 提案書、別添2の91ページ目以降になると思います。総合評価基準表というので今回の入札の応札者に対しては評価を行うということになっています。これは、当然、我々、この仕様書をそれなりのボリュームがございしますが、これらにつきましては、全てある体制をもちまして、例えば、常駐者何名、どういったメンバーで遂行するというような体制表を当然期待しておりますが、それ以外に、追加の評価としましてこういったものを出しております。もちろん運用実績という文字は幾つか書いておりますが、運用実績だけではなく、新たな管理手法ですとか、新たなサーバーの構築手法ですとか、そういったものを提案書に書いてもらって、今まで我々が単に運用しているシステムをそのまま運用するのではなくて、それをもっと効率的に運用するような提案とか、こうすれば効果的にできます。例えば、サービスレベルが上がるとか、そういったものを我々は別の資料として業者から求めております。これを評価するというところまでございまして、先ほど、100、40、0という大雑把な数字ということで御説明いたしましたが、その100、40、0というのは、この評価項目、ここにございます常駐作業につきましては1から14ございまして、請負者の評価につきましては1から5ということでございしますが、それぞれにつきまして、最大配点が100、100、100、40というふうに書いてございしますが、これらにつきまして、100なのか、40なのか0。これらを全て満たしていますと790点。会社の方につきましては200点ということで、それぞれにつきまして、細かな項目につきまして、100、40、0という3段階で評価しようと思っております。

もちろん運用実績だけではなく、先ほどお話がございましたが、現在請け負っている業者が有利になるような形にするつもりはもちろんなく、運用実績と申しますのは、我々のところでの運用実績ということではなく、その請負者が別のところ、どこでも結構ですけども、同じような規模の情報システムをちゃんと運用している実績とか、新たに構築する提案とか、そういったものを評価するというところまでございまして。

○井熊副主査 それなりに実績のある事業者さんが出てきた場合に、例えば、運用実績というものが実力と点数をリニアにするかどうかという。もしリニアであるとするれば、それなりに実績のある事業者さんが出てきた場合に、その人の力が100対40というのはなかなかないのかなと。そうすると、近いから100になっていってしまうと、ものすごく差が少なくなるか、不自然に差がつくか、どっちかになってしまうのではないかなと思うのですね。

○青木室長　そういう意味では、もう少し段階を細かくした方がいいというお話でございましょうか。

○井熊副主査　事業者さんの能力とか実績を評価しようと思うのであれば、その能力と実績の程度の差に応じて点数が配分された方が、事業者さんの実力を妥当に点数化できるのではないかなと思いますけれども。

○青木室長　そういう意味では、繰り返しになりますが、例えば、A、B、Cという段階ではなくて、0から100までのあらゆる尺度でという意味でございましょうか。

○石堂主査　先ほどの質問の趣旨が、メッシュがそもそも粗いのではないかということから言っていますから、今、3段階になっているやつを、例えば5段階に分けるとか、そういうことをされるかどうかという。

○青木室長　それはそういう方向で改善したいと思っております。

○小尾専門委員　多分1つあるのは、ここの総合評価基準表のところ、機構にとって有益であることを具体的かつ明確に検討・提案されていると書いてあるのですが、機構にとって有益だというのがそもそもどういうことを指すのかというのがすごく不明確だと思うのです。ですから、NICT側が何が自分たちにとって利益になるのかということを考えて、例えば、後ろの評価の1とかであれば、構築管理運用の実績を評価するといったときに、実績のときに何をそもそも、どういう実績があれば機構にとってメリットだと思うということをちゃんと明確にしていただかないと、恐らくその後の評価もできないと思うのですが、もしそれが明確になっていけば、逆に、例えば何年以上その実績があることとか、そういうのを加点項目として細分化して書いていくということができるはずだと思うのです。それをした方が、提案する方も何が加点になるのかということが明確にわかりますので、そういう形で、大ざっぱに100点とかではなくて、どういう実績があると例えば10点、どういう実績があると例えば5点、どういう実績があると何点というような形でもっと細分化してここに書いていただく方がいいかなと思います。

○青木室長　わかりました。

○石堂主査　あと、先ほど井熊先生の方から、新規事業者のための情報開示をもっと早められないかというお話がありました。

○青木室長　スケジュールとしては、官報公示の後というふうには思っておりましたが、それを逆にしてもいいというお話だと思います。

○井熊副主査　入札の公告があってから、提出期限まで1か月半ぐらいですよ。それをもって資料の閲覧から入札、入札の資料が半月あるので、事業者さんが提案書を検討するうちの期間の3分の1ぐらいは資料を見られないというふうになってしまうので。

○青木室長　ですから、入札説明会と同時ぐらいに行えればよろしいでしょうか。

○井熊副主査　公告から直ちに入札説明会をなるべく早く行って、そのときになるべく早く資料を見ていただいて検討していただいた方がいいのではないかなと思います。

○青木室長　わかりました。そのようにさせていただきます。

○石堂主査 そのほかいかがでしょうか。

○佐藤専門委員 実施要項案の5ページの所、地方拠点が9拠点あって、常駐場所が5拠点。今回、全部これを束ねて2年間お出しになるということで、参加資格として、できるだけ多くの方に参加していただきたいという観点から、常駐場所は、東京、兵庫、大阪、京都、茨城と散らばっているのですけれども。これを今回、全部1社で受けるという話になると、言ってみれば、イメージとしては全国区の企業が、少なくともここに営業拠点があって、人を張りつけられるという企業の方が有利だと思うのですが、この5拠点の常駐場所はどんな基準で選ばれたのですか。

○青木室長 それぞれ、もちろん9拠点ございますが、いわゆるSE業務、情報システム関係の運用業務をやっているSEを契約しているのがこの5か所だったということで、それらを束ねたということになっております。

○佐藤専門委員 うんとブレインストーミングの単位、例えば、常駐しているのは東京本部という呼び方があるのですかね。本部だけにして、何か問題が起こったら地方出張していくというのでは駄目だという御判断ですか。

○青木室長 大きな問題に関してはそれで十分だと思うのですが、ヘルプデスク機能ということになりますと、そこにいまして、パソコン等の様子をちょっと見てくれないかといったときに、それぞれの拠点に人数がおりますので、そういった業務が発生するわけです。ですので、やはり。ただ、場所によっては週3回とか、回数が少ない所もございますが、基本的にはこの5拠点につきましては人を張りつけてくださいということで、それらにつきましては、1社だけでは不可能な場合には下請を使っていたいただくのはもちろん結構だと思っております。

○佐藤専門委員 5拠点選ばれていること自体の当否を申し上げているのではなくて、この費用のところにも多分響いてくる話なので、本当に常駐の必要性がどんな形で内部で御検討されたのかというところが、もし見直す余地があるのであれば、お考えいただいてもいいのかなと思ったので、ちょっと御指摘だけ。

あと、もう一点、先ほど井熊委員の方からも指摘のあった評価のメッシュの話とも関係するのですけれども。実施要項案の11ページを拝見していると、総合評価点で価格点と非価格点が1対1と。発注者のメッセージとして、1対1ですというのは、ものすごく価格を重視しているのか、サービスを重視しているのかが、応募者側に伝わりにくいような印象も持っています。きょう配っていただいた資料のA1という、過去の受注実績の合計を見ていると、単年度1億5,000万円程度の仕事が、過去は、4カ所合計で1億5,000万円程度の仕事が出ていたわけですが、今回、予定価格も存じ上げませんし、全然知ることできないのですけれども、例えば、ばくっと、本当に議論のための議論の数字として、3億円という数字を設定してみると、価格点の1点が大体30万円に相当するわけですね。定性点のところでもなかなかいいアイデアが思いつかないということで、定性点を取りに行くのはあきらめて、価格の方を30万円下げて1点、価格点の方で取りに行くかみたい

な、そこまで考えて応募者の方が提案するかどうかは別にして、とにかく結果的には定性情点はあきらめる。かわりに価格は安くなる。それがどういうふうに効いてくるのかというところが、何か事前にシミュレーションなされたのか、あるいは、1対1、50:50というこの比率にたどり着くについて、例えば60:40場合はどうかとか、40:60の場合はどうかとか、いろいろシミュレーションはされたのではないかと想像するのですけれども、とにかく1対1というメッセージが余り、何が発注者として欲しいのか、安い調達をしたいのか、それともサービスの提案を受けたいのかというのがメッセージとしては不明確のように感じたので、そこを御説明いただきたい。

○事務局 事務局から1対1につきまして。これは、情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイドで、入札価格に対する得点配分と性能等に対する得点配分は、等しいものとするとしています。

○佐藤専門委員 わかりました。

○石堂主査 ほかに。どうぞ。

○早津専門委員 基本的なことで恐縮なのですが、新規参入のための資料閲覧会の資料というのはどういうものを前提としているという御説明でしょうか。

○青木室長 AからEまで、先ほど申しました個別システムというのがございますが、これらの運用報告書とか、新規につくったシステムがございまして、そのシステムの設計書。こういったシステムがこういう機器で運用されましたというような資料です。ですから、それを見ていただきますと、この個別システムがこれというのは、サーバーが例えば20台で、どういうOSで、どういう運用をしているかというような形で、それに対してはどういう手間が必要かというのがわかる資料になっています。それなりにボリュームがございまして、見ていただくと、我々のNICTの情報システムがどれぐらいの規模か。先ほど数字ではパソコンが4,000台、サーバーは250台と申しましたが、これでは到底伝わり切らないのは重々承知しておりますので、そういった実際に詳細な設計書を見ていただく必要があると思っています。

○早津専門委員 下の質問受付というのは、資料についての質問ということになるのですか。

○青木室長 仕様書の中身につきましても。

○中村グループリーダー 資料の受け付けについては、意見調整の段階では個別に受け付けているのですが、入札のときには、また契約担当の方で受付の方をさせていただく形になります。

○早津専門委員 資料の内容についての質問は閲覧のときに受けるというシステムになっているということですか。

○中村グループリーダー 閲覧のときというのは、閲覧はあくまでもその場で見ていただいて、後で質問を受け付けるような形になります。

○青木室長 メモ取りも写真撮影等もお断りしておりますので、その場でもし質問があり

ましたらあとでE-Mailもしくは書面にて受け付けるということになると思います。

○石堂主査 よろしいですか。

○早津専門委員 (うなずく)

○小尾専門委員 ちょっと技術的なことになるのですが、幾つかあって、1つは、今回調達するものが、県警のネットワークサポートとか、セキュリティの部分だと、例えば10ページとかに書かれているのですが、10ページの(1)のソとか、プログラミングについての指導、是正案コードの提示、安全性のチェックとか、いわゆるSE業務にかかわるような記述があったりもするのですけれども、あと、ウェブ等のCGIの作成とか、そういうところもたしかあったと思うのですが、ここら辺、どのくらいの、例えば人月とか、どのくらいのコストがかかるのかということがきちんと明示されていないと、多分入札する方としては費用の見積りができない可能性があると思いますので、ここら辺を具体的に書いていただく方がいいかなと思います。

例えば、研究用途で何かやるといったときに、どのくらいの今までサポートをやっていたのかというような実績も書いていただいた方が、多分入札する方としては、研究と言われると、何でもありかなみたいに入札する側は思ってしまうので、そこら辺をうまく明示していただいた方がいいかなと思います。

あとは、今回、実施要項の方で書かれているのですが、引継ぎ業務ですね。引継ぎ業務に関しては、今回の請負者の負担と書かれている部分があって、それは、今回、前回の調達が引継ぎ業務を含めた形で調達していなかったということで、今回はしようがないかなと思うのですが、次回、だから、今回の調達では、引継ぎ業務を含めた形で調達をしていただきたいと思うのですね。そうしないと、引継ぎ業務を請負者はということになると、前の業者が結局その費用を請負者に対して請求することになりますので。

○青木室長 それは含まれております。現在の業務につきましても。

○小尾専門委員 引継ぎは含んでいるということですか。

○青木室長 含んでいます。

○小尾専門委員 では、実施要項の方に書かれているものは、あくまでも請負者の範囲という意味ですか。

○青木室長 はい。

○小尾専門委員 では、そこはわかりました。

だとすると、今回のところで、引継ぎ業務の仕様書中にそういう記述がなかったような気がするのですが。

○青木室長 申し訳ありません。逆に抜けているかと思います。

○小尾専門委員 そこは入れていただきたいと思いますので、お願いします。

○青木室長 はい。

○石堂主査 よろしいですか。

それでは、本実施要項の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべきことはございますか。

○事務局 今、いろいろ意見をいただきまして、それに修正を加えまして案をつくっていただいて、事務局と協議し、その案につきましては、再度先生方にメールの方で御確認いただきまして、御承認いただければパブコメの方へと進みたいと考えております。

以上でございます。

○石堂主査 それでは、本実施要項につきましては、本日の審議を踏まえまして、本実施要項について必要な修正を行い、事務局を通じて各委員が確認した後に意見募集を行うようにお願いいたします。

情報通信研究機構におかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかったこととか確認したいことがございましたら、事務局にお寄せいただきまして、事務局において整理をいただいた上で、各委員にその結果を改めて送付させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(情報通信研究機構退室、医薬品医療機器総合機構入室)

○石堂主査 それでは、引き続きまして、医薬品医療機器総合機構の「共用LANシステム等に係る運用管理支援業務」の実施要項の審議を始めたいと思います。

最初に、医薬品医療機器総合機構情報化統括推進室、高橋情報化推進調整役より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度で簡潔によろしくお願ひいたします。

○高橋調整役 御紹介にあずかりました情報化統括推進室調整役の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

同室システム専門員の飛知和でございます。

財務管理部から契約課契約第一係長の吉岡が本日対応させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

私のほうから、冒頭少々お時間をちょうだいしまして、簡単な組織の説明をさせていただきます。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）は、平成13年に閣議決定されました特殊法人等整理合理化計画を受けまして、国立衛研医薬品医療機器審査センター、医薬品副作用被害救済研究振興調査機構、現在の組織の前身の組織でございます。そこと財団法人医療機器センターの一部の業務を統合しまして、平成16年4月1日に独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づいて設立された非公務員型の独立行政法人でございます。

PMDAでは、医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による健康被害に対して迅速な救済を行う業務、健康被害救済業務とっております。医薬品や医療機器などの品質有効性安全性について治験の前から承認までを一貫した体制で指導・審査する、いわゆる承認の医薬品などの審査等の業務、そのほかに医薬品や医療機器などの市販後、販売した後における安全性に関する情報の収集・分析・提供を行う安全対策業務、この3本の業務を

柱といたしまして、国民保健の向上に貢献することを目的とした組織でございます。

PMDAの情報化を統合的に推進するためのインフラとして共用LANシステムを平成11年から運用しておりまして、その運用支援に係る請負業務については、平成20年度から本年度まで、毎年度一般競争入札方式により調達して、円滑な運用に努めてまいっております。

なお、8月1日付、昨日付で組織の見直しがございまして、総括調整役というポストが新設されました関係で、実施要項の別添2の組織図については差しかえる必要が発生しております。本日の会議に間に合わず、申し訳ございませんでした。というところで御了解いただければと思います。

それでは、引き続きまして、担当の方から内容の説明をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○飛知和専門員 それでは、私、情報化統括推進室、飛知和から、要項の内容につきまして、抜粋して説明をいたします。

それでは、お手元の実施要項をごらんいただきたいのですが、まず、事前に資料をごらんになっていただいているかと思っておりますので、要点を絞ります。

まず、4ページ目の(A)本業務の業務内容ということで、本業務には大きく2つの柱がございまして、「a ヘルプデスク」と書かれておりますが、その中に、本システムに関連する障害連絡等の一元的な問い合わせ窓口として業務を行い、対応まで実施するという形の業務を行っております。もう一つが、(b)の所にございます機構ホームページサーバーの運用管理、それから、ホームページに係る新規ページの作成ですとか、既存ページの修正、デザインの見直し等の変更業務、これら2本が大きな業務となっております。

この後、項目には稼働状況の確認等ございますが、ここでは触れずに、こういった業務が書き出している状況でございます。

続きまして、次の5ページ目ですけれども、Cに駐在場所ということで、本業務を行う場所が書いております。これは、本部、新霞が関ビル内にある部屋にて業務を行います。履行場所も同じとなっております。

(2)に確保されるべき本業務の質に係る事項ということで書き出しておりますが、こちらは、この内容を御確認いただければと思います。

続きまして、7ページ目に参りたいと思います。7ページの3. 実施期間に関する事項ということで、請負契約の契約期間が平成26年4月1日から平成29年3月31日までということで決めております。

続いて4番、入札参加資格に関する事項ということでこちらに書いておりますが、この中で触れておきたい部分といたしましては、(11)の落札者は、法人として次の認証等を有していることということで、こちらに書かれておりますとおり、イのISO9001またはISO20000の認証を受けていること、それから、ロの情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、同じく27002、27001またはISMS、情報セキュリティマネジメントシステムの認証を有していること、それから、ハのプライバシーマークを取得済み、または個人情報保

護を実施可能な事業者であることということで書き出しております。これらは業務を行う上で、情報の管理等も含めまして必要な認証ではないかということで書き出しております。

続きまして、8ページ、5番の入札に参加する者の募集に関する事項ということで、(1)には入札のスケジュールを記載しております。

続きまして、9ページ目の6番に、本業務を実施する者を決定するための評価の基準ということで書いております。ここに9ページから10ページにわたり、評価項目を書いております。

続きまして、ページを飛びます。12ページ目の7番、本業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項ということで、こちらは別添の1の方に記載しております。後ほど触れたいと思います。

ページが飛びまして、16ページの本業務に係るところということで、評価に関する事項ということでこれらを書いております。これらを実評価をするということで、時期としましては、(1)に述べておりますが、平成26年度以降、各年度末時点において状況を調査するという決めております。

18ページに飛びます。先ほど触れましたが、別添1、従来の実施状況に関する情報の開示ということで、こちらに情報を記載しておりますが、こちらで説明する部分としましては、2の実際に要している人員ということで、現在ですが、平成24年度ですとヘルプサポート6名に対し、運用責任者を1名ということで、全体で7名で運用を行っております。

19ページ目ですが、こちらに平成22年度から平成24年度までの、ここでは人事異動に関するパソコンの移動ですとか、問い合わせサポート状況の件数をまとめております。

22年度と24年度を比べますと、件数がふえておりますが、これは、実際に総合機構内の人員がふえているといったことも影響の一つとして考えております。

続きまして、22ページには組織構成ということで書いておりますが、先ほど申し上げましたとおり、後日差しかえといたします。

続いて、23ページ目には、別添の3、満足度調査票ということで、こういった形で満足度調査を実施するというので案を書いております。

次の24ページ以降につきましては、36ページまでの間に現在の運用で行っている業務フローを書いております。24ページの受付対応業務に始まりまして、36ページ目のウェブサーバー運用管理ということで書いています。

35と36ページにつきましては、主にホームページの担当の作業員が行うフローということになっています。

続きまして、37ページ目から別添5で調達仕様書ということで、こちらの説明を行います。

こちらが、39ページ目の5番の作業内容ということで、こちらは仕様書内の別紙5、共用LANシステム運用管理支援作業内容に記載しておりますので、後ほど触れたいと思います。

40ページ目に移りまして、作業体制及び要件ということで、こちらに必要とする作業体

制と要件を記載しております。

特に求めたいところとしましては、(2)のプロジェクト責任者の設置というところを必ず1名用意するというので書き出しております。

それから、(3)の常駐作業員というところで、ここは作業員について具体的に記載しております。

作業員につきましては、ロのところでも触れておりますが、ネットワーク並びに「8 作業対象範囲及び対象機器」のハードウェア、ソフトウェアについて、専門的な知識を有し、別紙5の支援作業内容に掲げる作業をみずから遂行または指示ができるとともに、保守作業員の支援ができる者を確保していただきたいということで書いております。

ハには実際に求めている運用経験を書いておりますが、ここでの説明は控えます。

その後の項目、ホにつきましては、これはホームページ運用の担当する者に求めたい技術ということで書いております。

この場合、具体的に書いておりますが、HTML/CSSを理解している者であることと、実際にそれを更新できる者。それから、Adobe Flashによるアニメーションバナーの制作が可能な技術者ということで書き出しております。

続きまして、7の作業日及び作業時間ということで、こちらは42ページの上段に記載しておりますが、イからニの間の休日以外の日に実際に作業していただくということで書いています。

(2)ですが、作業時間に触れておまして、午前9時から午後6時30分までということで想定しております。

その他、この後ですが、43ページ、情報セキュリティ要件等触れておりますが、ここでの説明は、先ほどの要領の前半の方で申し上げた情報セキュリティに関する資格要件等と同じですので、省略いたします。

続きまして、46ページ、別図1の説明にまいります。こちらは、実際に作業員が常駐する場所ということで、運用支援の5名につきましては、右上の色がついておりますヘルプデスクと書いている場所に常駐していただく想定で、図の左手側に※で書いてある所に2名のホームページ掲載担当者が座るとということで書き出しております。

続きまして、47ページですが、別紙1ということで、共用LANシステムの概要です。実際に動いている内容について書いております。これらのシステムについて、47ページに記載の内容について運用を行っていただくということで書いています。

48ページにつきましては、関連するシステムということで書き出しております。実際にこの中のものにつきましては、運用していく中でかかわってくるシステムとなっています。48ページの18番までが対象となっています。

続きまして、50ページの別紙2ですが、こちらは構成図ということで、共用LANシステムの全体構成図を図示しております。

続きまして、51ページ目、別紙3ですが、こちらは共用LANシステムの保有している機器

ということで、クライアント端末、プリンターについて表記しております。

続いて、52ページ目、別紙4につきましては、実際の接続拠点ということで、本部と関西支部（仮称）ということで2カ所書いております。

続きまして、別紙5の共用LANシステム運用管理支援作業内容ということで、53ページ目なのですが、細かくここに記載しているのですが、ここでの詳細に触れることは割愛します。

飛びまして、57ページ目ですが、こちら補足いたします。57ページ、8番、人事異動等に係る作業と書いております。（2）の作業項目、サーバー機器、クライアント機器、表内につきましては、人事異動のときに発生する作業を書いております。

続いて、58ページ目ですが、（3）作業実績台数ということで、こちらは、実際に人事異動の作業における増設、撤去の数を明記しております。

続きまして、59ページ目には、別紙6ということで、共用LANシステム運用管理支援作業内容に紐づくクライアント端末ですとかプリンターなどの別紙5の作業内容に該当するものについて○をつけております。

続いて、60ページ目は、別紙7で定期報告会における報告内容ということで、求める報告について書き出しております。

続いて、61ページには、別紙8ということで、業務日報のひな形を書いております。

それから、次の62ページ目、別紙9につきましては、作業別の実績報告書、こういったものを想定しているということで記載しております。

続きまして、63ページ目には、別紙10ということで納入成果物の一覧を書いております。

最後になりますが、64ページ目、別紙6、共用LANシステムに係る運用支援業務の実際の提案書、入札における提案書の評価項目表（総合評価基準書）、こういったものを想定しているということで記載しております。

項目が2つにわたりますが、今この場での説明は割愛いたします。

以上、簡単ですが、実施要項の説明とさせていただきます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項について、御質問、御意見のある委員は御発言を願いたいと思います。

○井熊副主査 どうもありがとうございました。

この業務は、仕事の中身が4ページに書いてあるどのくらいの業務量が発生するのかわかるのか、どのくらい問い合わせが来るのか、あるいはどういう問い合わせが来るのかということで、特に初めての人というのは非常に見積りにくいかなと思ひまして、その意味で、18ページの情報だけだと、これで本当に見積もれるのかなという感じがすると。どのような問い合わせがどのくらい来て、例えば、アフターフォローの対応までやっているわけですから、対応したものがどのくらいあるのかと、そういうことで、これで十分見積もれる情報開示になっているのかなというのがよくわからないということがあります。

それから、あと、満足度調査とかしているのですが、こういうのを下回ったときに、減額措置とかそういうのはなくていいのかというような点ですね。

あと、現事業者の人がいるわけですから、その人と新しくチャレンジする人との情報の差みたいなものをどうやって解消しようとされようと思っているのか、その辺を御説明いただければと思います。

○石堂主査 いかがでしょうか。

○飛知和専門員 今、御質問いただいた件で、まず、情報開示につきましては、これまでの実績ですと、現時点でどのような対応がどのぐらいの時間をかけてやっているかというものが確かにこの内容ではつかみにくいということで、これまでも同じような質問を受けておりましたので、具体的に情報を、実際、対応管理簿といったもので対応の中身を記録しているものがありますので、そちらを閲覧していただくという対応は行っておりました。

○井熊副主査 それはどこに記述されているのですか。

○飛知和専門員 ここには書いていないですが、これまではそういった形でやっていたということで申し上げます。

○井熊副主査 何か閲覧するものがある場合は、こういうものが閲覧されて、それがいつごろ、どういう形で閲覧されるのかというのは、公募資料ですから、記述された方がいいかなと思います。

○石堂主査 満足度調査が下回った場合のペナルティ云々の話はいかがでしょう。

○飛知和専門員 満足度調査の実際に下回った場合の減額措置ということでおっしゃっていただいておりますが、これまでに減額等は特にやったことがなくて、現時点で申し上げますと、そこまでは検討はしていないというのが実情でございます。

実際に下回った場合ですが、下回った場合には、定期的な報告に加えて、下回ってしまった内容に対する改善策ですとか、そういったものは考えてもらうような形での対応は行おうと考えております。

○石堂主査 ほかにいかがでしょう。

○宮崎専門委員 1点確認なのですが、これは、常駐される駐在場所は本部となっていると思うのですが、他方で実際に人事異動などの際の端末を入れかえる場所というのは、本部のほかに関西支部も想定されるということなんでしょうか。

○飛知和専門員 今、人事異動で端末等を移動する場所につきましては、本部のみで限定しております。

○宮崎専門委員 わかりました。

関西支部は仮称と書いてあるのは何か意味があるのでしょうか。

○高橋調整役 本年10月から設置する予定でおります。

○飛知和専門員 今のを補足します。

関西支部の所ですが、フロアは1フロアで、小さなフロアとなっております、端末の移動といっても、ノートパソコンを動かす想定なので、そういった形で考えております。

○小尾専門委員 後ろの総合評価基準書の所ですが、65ページに、多分これはミスではないかと思うのですけれども、運用管理支援体制で時間とかが書いてあるのですけれども、これはミスですか。常駐するので、1時間以内に到着とか、余り関係ないような気もするのですが。65ページの運営管理支援業務というところですが、これは意図があつて。

○飛知和専門員 こちらにつきまして説明いたします。

こちらが主にネットワークの障害を想定しているのですが、本部につきましては常駐しているので問題ないのですが、関西支部につきましては、基本的にはネットワーク経由でのリモートのメンテナンスを検討しております。その場合、ネットワークが障害を起こしてしまいますと、関西支部の方へ駆けつけなければいけないということが想定されますので、そのための時間を書いています。

○小尾専門委員 多分仕様書上は、拠点、関西支部の関西の書き方が明確ではなくて、例えば4の履行場所と書いて、本部しか書いていないのですね。ですから、もし関西支部を想定しているのであれば、きちんとそういうような明記をしていただいた方がいいかなと思います。

○飛知和専門員 ここは修正します。

○小尾専門委員 あとは、その下、要員の能力とか経験と書いてある所ですが、経験ですから、3年以上というのはいいのですけれども、その下の経験内容・実績が豊富であるとか、結構あやふやな表現で、例えばその下の保有する資格数と書いてあるのですけれども、資格数幾つあったらいいのかとかもわからなかったりもしますので、こちら辺、もう少し具体的に記述いただいた方がいいと思います。

○飛知和専門員 はい。

○石堂主査 よろしいですか。

それでは、本実施要項の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 何点か出ていたかと思いますが、事務局の方と内容を確認しまして、まとめましたら、先生方には後ほどメールいたします。承認を得た後、パブコメの作業に入らせていただきたいと思います。

○石堂主査 それでは、本実施要項につきましては、本日の審議を踏まえ、本実施要項について必要な修正を加えて、事務局を通じて各委員が確認した後に意見募集を行うようお願いいたします。

医薬品医療機器総合機構におかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いいたします。

また、委員の先生方におかれましても、本日質問できなかった事項等につきまして、ございましたら事務局にお寄せいただき、事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(医薬品医療機器総合機構退室、日本貿易振興機構入室)

○石堂主査 それでは、続きまして、日本貿易振興機構の「見本市・展示会情報総合ウェブサイト(J-messe)管理・運營業務」の実施状況及び事業の評価についての審議を始めたいと思います。

最初に、事業の実施状況につきまして、日本貿易振興機構展示事業部展示事業課、安藤課長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度で簡潔をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○安藤課長 JETROの展示事業部展示事業課で課長をしています安藤と申します。本日はよろしくをお願いしたいと思います。

本日御審議いただきますJ-messe事業の実施状況につきましては、お手元の資料3-1にまとめさせていただいておりますが、ポイントのみ説明させていただきたいと思います。

J-messeは、国内外で開催される見本市・展示会情報のデータベースでございます。

7月末現在で4万192件のデータを備えております。このデータベースは、我々運営サイドではなく展示会主催者が独自で情報を入力するスタイルで運営をさせて頂いております。

こちらの運營業務は、このデータベースを管理・運営して、内外に向けての情報提供を行っているものでございます。

市場化テストの関係で言いますと、平成21年より対象になっておりまして、これまで2回民間競争入札で委託業者を決めさせて頂いております。1回目が平成21年と平成22年の2年間、2回目が平成23年度から平成25年の3年間、民間競争入札を実施しております。

今回、この運營業務を担って頂いているのが株式会社トーテックになります。前回の入札に際しましては、入札説明会には5社の参加を得たのですが、残念ながら応札して下さったのはトーテックのみで、トーテックが我々の予定価格の範囲内であったために落札をし、今、業務を実施して頂いているという状況でございます。

トーテックに実施し頂いている業務の主な状況ですけれども、資料の3ページ目に書かせて頂いておりますが、目標の一つとしまして、J-messeのアクセス件数、これはページビューという形で表現しております。それと見本市の新規登録件数、見本市の更新件数、数値目標で言いますと、この3つが彼らの数値目標になっております。

J-messeのアクセス件数につきましては、その目標値の105万8,468件につきまして、平成23年度で達成率203%、2倍になっておりますし、平成24年度におきましては640%、6倍強になっております。それと、新規登録件数は年間100件を目標にしております。更新件数につきましては年間3,100件を目標としております。この23年、24年、それぞれこの目標件数を上回った形で業務を実施して頂いております。

J-messeの中にはさまざまなコンテンツの内容がございますが、その正確性でありますとか、設定された期限につきましては、正確性についてはおおむね維持されておりますし、設定期限についても遵守されているということで、指標すべて目標を上回っており、我々機構としましては、トーテックの業務の結果については非常に満足した結果を得られてい

ると思います。

さらに追加で言わせて頂きますと、トーテックには、J-messeの広報業務に対して様々な工夫・提案を頂いておりまして、本データベースの普及啓蒙のためのリンク先を工夫して頂くとか、（諸外国の）在日貿易振興機関でありますとか、外国商工会議所、そういった関係者の方々に積極的にPR頂くなど、J-messeにより多くのアクセスをして頂くためのPRに貢献して頂いており、こういった業績が挙げられているのではないかと考えております。

最後に、新規の目標件数100件ですけれども、実は平成21年度のときは、新規登録で129件ありました。平成24年で言うと105件になっており、国内外ユーザー、展示会の主催団体のユーザーにJ-messeの認知度が上がってきている状況の中で、新規の発掘というものが難しい状況になってきております。このことにつきましては、次回の本業務の実施におきましては、我々機構としても民間事業者をサポートすべく、中東でありますとか、アフリカでありますとか、新興国での展示会情報、展示会の実施状況などの情報を相互に共有しながら、本数値を高める努力を双方でしていきたいと考えております。

さらに、経費の件ですけれども、資料の4ページ目を御覧いただけますでしょうか。年間契約額としましては2,258万250円で、民間競争入札実施前の2,693万3,891円、これから約435万円の削減になっております。

以上のことから、この事業に関しましては、今期の2年間ではございますが、業務実績において、機構の設定する目標を上回って頂いており、かつ、経費の削減に寄与していることから、この業務の民間競争入札というものは非常に効果が高いと考えております。

実施状況については以上のとおりになります。

○石堂主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価案につきまして、内閣府公共サービス改革推進室より御説明をお願いいたします。説明は5分程度でお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、内閣府の評価案について御説明申し上げます。

資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

事業実施の経緯でございますが、平成19年12月24日に閣議決定された公共サービス改革基本方針をもって、平成21年4月1日から2年間の契約期間による事業を開始いたしました。

その後、監理委員会による事業評価を行った後、平成23年4月1日から3年間の契約期間に基づく2回目の民間競争入札を実施しているところでございます。

受託事業者につきましては株式会社トーテック、契約期間は3年間で、契約金額は6,774万750円となっております。

次ページを御覧ください。実施に当たり確保されるべき質として5点ほど掲げております。

見本市・展示会の新規登録件数を年間100件以上、見本市等の更新件数を年間3,100件以上、J-messeへのアクセス件数（ページビュー数）として105万8,468件を維持すること、こ

の3つについては数値目標を定めております。そのほか、コンテンツの内容の正確性を維持すること、あわせて、各業務において機構が設定した期限を厳守すること、この5点について確保されるべき質と設定しております。

受託事業者決定の経緯でございますが、入札説明会には5者の参加を得ましたが、実際に入札参加者は1者でございました。その事業者について、予定価格の範囲内であったことから落札者となったものでございます。

評価について申し上げます。

先ほど申し上げた3つの数値目標を掲げたものについては、全て達成しております。この達成に当たっては、民間事業者の創意工夫が生かされております。具体的に申しますと2点ございまして、広報計画内容を見直しまして、選択と集中による広報を行ったという点が1点でございます。2点目といたしましては、PR活動の拡大に努めたこと。主にこれらの点を創意工夫いたしまして、目標達成ができたものと考えております。

また、コンテンツの内容の正確性を維持すること、各業務において機構が設定した期限を厳守することについてもおおむね達成したものと評価しております。

続いて、実施経費でございますが、3年間で約1,306万円、1年間換算で約435万円、約16%の経費が削減されている状況でございます。

最後に、評価のまとめでございます。

受託事業者がこの事業実施期間中に業務改善を受けたこと、法令違反等は特にございませんでした。先ほど申し上げましたとおり、3つの数値目標については達成しており、その他の目標についてもおおむね達成したものと評価しております。

ただし、機構と受託事業者の間で実施要項とは別に交わされた文書により決められた内容によりまして、インセンティブは払われなかったことについては、受託事業者予見性の観点から、次期事業に当たっては実施要項に明確に定めておく必要があることとしております。このほか、インセンティブに関しては、受託事業者の創意と工夫をさらに発揮するためにも、業務実績の量に応じた支払いにするよう検討すべきこととしております。

また、J-messeのアクセス件数（ページビュー数）が大幅に達成目標を超過していることについては、実態を精査し、適切な数値を設定することが必要であることとしております。加えて、競争性の確保にも十分留意することが必要であることとしております。

最後に、本事業は2回の民間競争入札を経て、おおむね良好かつ安定した実施状況となっていることから、新プロセス移行について、移行基準に照らし合わせ検討したところ、機構からは、これら上記検討課題に対応した次期事業に当たっての民間競争入札実施要項の変更内容等の提案がございまして、このことが確実に実行されることを前提に、総合的に判断し、次期事業においては、新プロセスに移行した上で、事業を実施することが適当であると考えているところでございます。

以上で内閣府の評価案の御説明とさせていただきます。

○石堂主査 今の最後の部分の次期事業に当たっての変更内容のところは。

○安藤課長 我々の方から説明させていただきます。

本業務、今回の競争入札に向けては、内閣府とも事前に打ち合わせを実施してきました。これまで良好な事業状況、これをさらに向上させるべく、さらに今回の入札において、民間事業者が本業務の受託をしやすくなるように、その内容を精査して、以下の点、資料の3-2に書かせて頂いておりますが、こうした点を変更することによって、さらに事業の充実化に取り組みたいと思っております。

まず、1. で確保すべき質についての(1) J-messeへのアクセス件数の達成目標の変更でございますが、先ほど内閣府からも説明があったとおり、当機構においては、平成24年の1月、ユーザビリティの向上、検索エンジンの最適化対策を図り、検索エンジンにひっかかりやすくし、J-messeが検索してもらいやすいようにするシステム改修を施しました。この改修の結果、平成24年度のアクセス件数は677万6,100件となり、平成21年に設定した目標値105万8,468件と、その差が非常に大きくなっております。こうした点を踏まえまして、今回の民間競争入札に当たりましては、数値目標を変更して、現状を反映することとしたいと思っております。

具体的には、今回の委託期間であります平成23年4月から直近の25年の6月まで、この27カ月間のアクセス件数が平均月約40万件なので、年間の達成目標480万件に設定したいと考えております。

それと、コンテンツ内容の正確性の維持に関しての具体的な事項の明記でございます。こちらにつきましては、民間事業者の評価、すなわち、インセンティブの支払いに際しては、コンテンツの正確性の維持が達成されることが条件とされています。ただ、この文言一つでは、運用が困難であり、実際の実務の運用に際しては、この条件をより具体化、明確化していく必要があると考えております。

こうしたことから、今後、民間事業者に対し本条件をより明確にするため、今回の民間競争入札に当たっては、現事業期間での実施要項に明示されていない文言、正確性を維持すべき基準項目、展示会の名称、会期、開催場所、主催者連絡先、これを明示し、この項目について「民間事業者の責に帰する同項目の掲載ミス」を外部顧客より指摘されることがないことということを明示することによって、正確性の維持の条件をより明確にさせたいと考えております。

次に、インセンティブの支払いの変更でございます。

現在の条件は、見本市・展示会の新規登録件数及び更新件数がそれぞれ10%以上20%未満増加した場合は、契約金額の1%、20%以上30%未満の場合は2%といったような段階型での支払いを条件とさせて頂いておりますが、次期事業においては、1件ごとの増減にインセンティブの支払額が反映される比例方式での支払いを導入することにします。新規登録件数が目標より1件増加した場合は0.1%増。こちらはディスインセンティブもあるので、その際は、減少させる。更新件数につきましては、1件増加/減少した場合は0.003%増減させる。その限度額につきましては、現状の範囲でございます4%を上限とするようイン

センチブの支払いを変更したいと考えております。

さらに、業務の実態にあわせた変更点として、1点目が、海外の見本市レポートと展示会参加・開催報告、別々の表現でございますが、どちらも海外の見本市の報告でございます。前者のほうが我々の駐在員が視察に行った報告であって、我々が事業参加した報告は展示会の参加・開催報告であり、海外見本市の報告である点は変わらないため、こちらを統合することを考えております。

それと、「月間ランキング」「新着見本市」更新業務の削除につきましては、先ほど御説明差し上げましたシステムの改修により、自動的に更新作業ができるようになっておりますので、本業務を民間事業者への委託をする必要がなくなりましたので、微細ではございますが、業務の軽減化という観点から、こちらの業務は削除させて頂きたいと思っております。

あと、細かな点ではございますが、「日本の専門見本市」の発行を民間事業者にお願いしておりますが、この部数についても、今期の契約期間中に機構と民間委託者との抜本的な冊数の見直しを行いました。さらに、当機構内に印刷媒体で送っていたものを電子媒体にする等々の工夫を施しまして、冊数を1,200部から1,000部に変更したいと考えております。

最後に、競争性の確保（一者応札の改善）でございます。

過去2回の民間競争入札に当たっては、説明会の参加、応札をした事業者、延べ18社ございます。結果として前回は一者応札でございましたので、こういった民間事業者にヒアリングを実施して、次回の入札の参加を促すほか、公告期間を2カ月以上に設定するなどの対策によって、一者応札の改善を目指したいと思っております。

実は、説明会に出席くださった企業よりコメントを聴取しておりますので、主なものだけ御紹介させていただきます。データベースの運用業務は既存のベンダーが有利なのではないかということです。説明会に参加した結果データベースの運用業務ということなので、既存のベンダーで有利であるといった感じを強く抱いている。さらに、我々機構からの説明が、データ数、ペーパービュー、成果目標、そういった数値的な説明が多く、こういった内容の問い合わせがあるんだとか、その傾向とか、運用業務を考える上で、新たな改善提案をできるような生の情報をもうちょっと説明会でしてほしい。さらには、システムの運用改善提案など、我々がやる新規の提案に対しての加点評価される仕組みを明確化してほしい。こういった声が寄せられております。

ただ、我々の実施要項におきましても、企画案の加点要素が一番高くなっておりますので、必ずしも既存のベンダーが有利ではないところをもう少しわかりやすく説明会の場で説明していく必要があると考えています。

さらに、機構としても、前回の一者応札については満足していない。1回目の入札時の説明会には13社が来てくれました。2回目は5社に減っておりますので、我々、こうした事態を重く受けとめて、少なくとも説明会には来て頂く。さらには応札して頂く。こういった新規企業を発掘すべく、今後、より一層注力していきたいと思っております。

最後でございますが、次回の民間競争入札に関しましても、数値的な目標についての変更はございません。従来の実施要項の大部分を継続して次回の入札も施します。そういったことを加味して、是非とも新プロセス移行の上で本事業の継続実施をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、事業の実施状況及び事業の評価について、御質問、御意見のある委員はお願いいたします。

○井熊副主査 御説明ありがとうございます。

業務としては大変立派な成果を上げられているなど思っておりますし、対策におきましても、明確な方向性というものが御説明されていると思います。私としては、新プロセスへの移行ということに関して問題はないと思います。

ただ、1回目もトーテックですか。

○安藤課長 1回目もトーテックでございます。

○井熊副主査 それで今回十何者から5者に減って、またトーテックとなると、3回目に多くの企業さんに参画してもらうのはなかなか大変だと思いますので、そこについてはぜひいろいろ工夫をされて、競争性を維持されるようなことが必要なと思います。

以上です。

○安藤課長 はい。

○石堂主査 ほかに。

○佐藤専門委員 お仕事のしぶりが非常によかったのに、結果的にインセンティブを払わなかった理由として、別途取り交わされた文書があるということなのですが、それはどんな文書をどのタイミングで結ばれたのですか。

○安藤課長 具体的には、各年度当初にトーテックと正確性の維持を具体的にどうやって測りましょうかということを検討しまして、1回目の平成23年のときは、開催2カ月前に流す主要な見本市情報をメールマガジン原稿の中で、見本市会議、会場の誤りが年間6件以内とすることとし、その目標で正確性の維持の条件とすることでお互いに了解をし、それで進めたのですけれども、6件以上のミスが出てしまいました。我々も正直申しますと、本目標の設定に対しては試行錯誤でやっております、トーテックから、6件を維持するというのは難しいということでしたので、24年についてはメールマガジンでの目標設定を改め、データベースの彼らが登録する総件数の中から、全体の1%、35件以下のミスがあれば、正確性の維持というところではまいしょうということでしたので実施しましたが、残念ながら、ごくわずかでしたけれども、35件を上回ってしまいました。以上の通り、目標設定に際しては、決して機構の方から一方的にこれでという形での押し付けではなくて、事前に必ず民間事業者と打ち合わせをしまして、双方了解をとれたところでやっております。

○佐藤専門委員 もう一点、資料3-2、細かなところで恐縮ですけれども、インセンテ

イブの支払い方法の変更についてという2.のcのところでは、更新件数は3.999%と書いていただいたのは、恐らくbの1件当たりの0.003%の倍数になるようにということだと思いのですが、1,333件だと3.999ですけれども、1,334件目が発生したら、乗った上で4%を切れればいいだけではないかなと思ったのですが。要するに、新規登録件数も更新件数もどちらも4%というふうにした方がわかりやすいのではないかなと思いました。

○安藤課長 わかりました。ありがとうございます。

○石堂主査 あと、私から。一者応札の改善というのはなかなか難しいところがあると思うのですが、先ほど御説明いただいたように、3-2の資料の4の競争性の確保のところでは、対策として「公告期間を長めに設定するなど」となっているのですが、情報開示、どんどん情報を出して、トーテック以外の業者が、これだけ見せてもらえるのだったら、自分らも対等に戦えるなと思えるような、じゃかじゃかというのはおかしいですけれども、どんどん情報開示をして促さないと、なかなか入ってこないのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○安藤課長 ありがとうございます。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、時間ということで、本事業評価についての審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 特にありません。

○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようにお願いいたします。

本日はありがとうございました。